

独立行政法人日本スポーツ振興センター

「災害共済給付制度」のお知らせ

保護者の方へ

総社市教育委員会

小学校の管理下で“けが”をしたら・・・

医療費は災害共済をご利用ください！

※小児医療費受給資格者証は利用できません！！

※病院へ行くときは、学校の養護の先生に連絡してください。

総社市教育委員会では、総社市内の小学校に通う児童の不慮の事故や災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に加入しています。

1. 給付される場合

学校の管理下の事由によるケガ、給食等による食中毒、その他の疾病（熱中症、おぼれた、ガス中毒、皮膚炎）などです。

※学校の管理下とは・・・

- ①授業中・・・→学級活動、運動会、遠足、修学旅行等
- ②学校の教育計画に基づく課外指導中・・・→部活動、夏休み中の水泳教室等
- ③休憩時間、承認されて学校にいる時・・・→始業前、業間休み、昼休み、放課後等
- ④通常経路及び方法による通学中・・・→登校中・下校中

2. 利用の仕方

(1) 受診時に窓口で健康保険証だけを提示し、医療費（総医療費の3割）をいっ
たん支払う。

(2) 学校から専用の用紙を受け取り、病院や薬局で証明をもらい、学校へ提出。

(3) 認定されると、後日、学校を通じて、保護者あてに災害給付金（医療費と1
割相当の見舞金）の返金がある。

(4) 認定されなかった場合は、小児医療費給付制度償還払いにて手続きできます。
こども課の窓口にありますのでお尋ねください。

（認定されない例）小学生で治療費の窓口負担額が1,500円未満である場合 等。

※詳しいことは、学校の養護の先生等にご相談ください。

「早ね・早おき・朝ごはん」体操で元気に
学校生活を送ろうね！ チュッピー

